

令和7年度答申第68号  
令和7年12月18日

諮詢番号 令和7年度諮詢第108号（令和7年10月29日諮詢）

審査庁 外務大臣

事件名 一般旅券発給申請拒否処分に関する件

## 答申書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮詢に対し、次のとおり答申する。

## 結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの諮詢に係る審査庁の判断は、妥当である。

## 理由

### 第1 事案の概要

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、外務大臣（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）に対し、旅券法（昭和26年法律第267号）3条1項の規定に基づき、一般旅券の発給の申請（以下「本件申請」という。）をしたところ、処分庁が、審査請求人は、同法13条1項3号に掲げる者に該当するとして、一般旅券を発給しない処分（以下「本件拒否処分」という。）をしたことから、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

#### 1 関係する法令の定め

##### （1）旅券の定義

旅券法2条1号は、公用旅券とは国の用務のため外国に渡航する者及びその者が渡航の際同伴し、又は渡航後その所在地に呼び寄せる配偶者、子又は使用人に対して発給される旅券をいうと規定し、同条2号は、一般旅券とは公用旅券以外の旅券をいうと規定する。

## (2) 一般旅券の発給の申請

旅券法3条1項は、一般旅券の発給を受けようとする者は、外務省令で定めるところにより、国内においては都道府県知事を経由して外務大臣に対し、一般旅券発給申請書、戸籍謄本、申請者の写真等を提出して、一般旅券の発給を申請しなければならない旨規定する。

## (3) 一般旅券の発行

ア 旅券法5条1項本文は、外務大臣は、同法3条の規定による発給の申請に基づき、外務大臣が指定する地域以外の全ての地域を渡航先として記載した有効期間が10年の数次往復用の一般旅券を発行する旨規定する。また、同法5条1項ただし書は、上記の申請をする者が同項各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、有効期間を5年とする旨規定し、同項1号は、有効期間が5年の一般旅券の発給を受けようとする旨を一般旅券発給申請書に記載して申請する者である場合を掲げる。

イ 旅券法5条2項は、外務大臣は、同法13条1項各号のいずれかに該当する者に対し一般旅券を発行するときは、同法5条1項の一般旅券につき、渡航先を個別に特定して記載し、又は有効期間を10年（上記の者が同項各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは5年）未満とすることができる旨規定する（以下同条2項の規定に基づき発行する一般旅券を「限定旅券」といい、同条1項の規定に基づいて発行する一般旅券を「通常旅券」という。）。

## (4) 一般旅券の発給の拒否

旅券法13条1項は、外務大臣は、一般旅券の発給を受けようとする者が同項各号のいずれかに該当する場合には、一般旅券の発給をしないことができる旨規定している。そして、同項3号（令和4年法律第68号（令和7年6月1日施行）による改正前のもの。以下同じ。）は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者を掲げる。

## (5) 一般旅券の発給をしない場合等の通知

旅券法14条は、外務大臣は、同法13条の規定に基づき一般旅券の発給をしないと決定したときは、速やかに、理由を付した書面をもって一般旅券の発給を申請した者にその旨を通知しなければならない旨規定する。

## 2 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件事案の経緯は以下のとおりである。

(1) 審査請求人は、令和6年3月a日、A地方裁判所にて、暴力行為等処罰に関する法律違反、名誉毀損、強要、威力業務妨害、証人威迫の罪により、懲役3年、執行猶予5年の有罪判決を受けた（以下「本件判決」という。）。本件判決は、同月b日に確定した。なお、本件判決において認定された犯罪行為は、日本国外において、インターネットを介して行われたものである。

（令和6年3月a日A地方裁判所判決、判決確定証明書）

(2) 審査請求人は、令和6年4月22日、処分庁に対し、旅券法3条1項の規定に基づき、有効期間が5年の一般旅券の発給の申請（本件申請）をした。

（一般旅券発給申請書（令和6年4月22日受理））

(3) 処分庁は、令和6年12月25日付で、審査請求人に対し、「貴殿は、令和6年3月a日、A地方裁判所において、暴力行為等処罰に関する法律違反、名誉毀損、強要、威力業務妨害、証人威迫の罪により、懲役3年、執行猶予5年の判決を受け、令和6年3月b日同判決が確定した。よって、貴殿は現在執行猶予中であり、一般旅券の発給等の制限の対象となる旅券法第13条第1項第3号に該当する」として、一般旅券の発給を拒否する処分（本件拒否処分）をした。

（本件拒否処分の通知書）

(4) 審査請求人は、令和7年3月10日（消印日）、審査庁に対し、本件拒否処分を不服として審査請求をした。

（審査請求書）

(5) 審査庁は、令和7年10月29日、当審査会に対し、本件審査請求は棄却すべきであるとして本件諮問をした。

（諮問書、諮問説明書）

### 3 審査請求人の主張の要旨

以下の理由により、本件拒否処分には理由がないと考えるから、主位的請求として、本件拒否処分を取り消し、全ての地域を渡航先として記載した一般旅券の発給を求める。また、予備的請求として、本件拒否処分を取り消し、外務大臣の指定する地域を除く全ての地域を渡航先として記載した一般旅券の発給を求める（当審査会注：上記記載は通常旅券の発給に係る旅券法5条1項本文の規定を基にしているが、審査請求人は、予備的に限定旅券の発給を求めているものと解される。以下同じ。）。

## (1) 旅券法13条1項3号の適用の範囲性

旅券法13条1項3号は「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者」について「一般旅券の発給又は渡航先の追加をしないことができる」と定めていることから明らかなように、執行猶予期間中の者が、常に旅券の発行を受けられないわけではなく、外務大臣の合理的な裁量の下、一般旅券の発給を拒否できる場合があるにすぎない。例えば、昭和60年1月22日最高裁判所第3小法廷判決でも、法律上の形式要件に該当するかだけではなく、申請者の事情や国際情勢等を踏まえた判断が必要であると判示されている。

そして、この規定の趣旨は、刑の執行を猶予された者が海外渡航によって刑の執行を免れたり、国家の刑罰権の確実な執行が阻害されたりする事態を防止することにあると解されている。

そうであれば、旅券法13条1項3号の適用に当たっては、申請者が本当に刑の執行を免れる権利があるか否かという個別具体的な事情を考慮することが必要である。

しかしながら、本件拒否処分の通知書に記載されている理由は、執行猶予中である旨のみである。審査請求人の一般旅券発給の可否を決するには、審査請求人が、海外渡航によって刑の執行を免れたり、国家の刑罰権行使の確実な執行が阻害されたりするような事情があるか、個別具体的な検討がなされなければならない。

## (2) 外務大臣の裁量権の逸脱

旅券法13条1項各号の規定による発給拒否には、外務大臣に一定の合理的裁量があるが、その発給拒否の裁量は無制約のものではなく、立法目的を達成するために必要やむを得ない場合に限られる。

すなわち、旅券法13条1項3号において、執行猶予中の者に対して旅券発給を拒否する目的が、海外渡航によって刑の執行を免れたり、国家の刑罰権の確実な執行が阻害されたりする事態を防止する点にある以上、発給拒否が認められるのは、執行猶予中の申請者の渡航を許すことにより、刑の執行を免れたり、刑罰権の確実な執行を阻害すると認めるに足りる相当の理由がある場合に限られるべきであることは明らかである。そして、そのような理由があるといえるためには、申請者の経歴、人柄、前刑の内容、刑確定後の生活状況、旅行の目的等所論にいう主観的条件のほか、国際情勢その他客観的事実をも考慮して判断すべきである。

ア 審査請求人は、令和6年3月a日、本件判決を受けています。本件判決における公訴事実は、当時海外(B)に居住していた審査請求人が、動画配信サービスを通じて、旧知の人物や、審査請求人の友人と対立する者ら合計3者に対し、その秘密（個人的・企業秘密等）を暴露して名誉を毀損し、また秘密を暴露する旨発言する内容の配信を行い常習的に脅迫するなどしたというものである。

審査請求人は逮捕当初からこの事実関係を認めて一貫して反省し、被害者らに対しても示談を含めた謝罪と賠償の申出を行っていた。現時点で、被害者のうち1名に対しては直接謝罪を行い、その許しを得ている。また被害者のうち1名からは、民事訴訟が提起されており、現在A地方裁判所に係属中であるが、この訴訟においても、責任が認められた場合は当然に賠償金を支払う予定である。

審査請求人にはこのほかに公訴提起された前科はない。また反社会的勢力とのつながりもない。インターネット上には、審査請求人が反社会的勢力とのつながりがあるかのような根拠のない言説がみられるが、上記刑事裁判においても、反社会的勢力とのつながりがあることは一切指摘されていないし、取調べ段階においても特段反社会的勢力とのつながりがある旨指摘されたこともない。

そして審査請求人には、保護観察付ではない執行猶予判決が下されているところ、この点からも裁判所は、審査請求人の再犯可能性が乏しいと判断したことがうかがわれる。

イ 現在、審査請求人は、SNS媒体を利用して、ライブ配信を行ったり、他者の動画配信サービスに出演したりするなどの活動を行いつつ、多種多様なビジネスを手掛けている。これは、上記暴露配信等を開始する前から行っていた業務を再開したものが多い。

本件判決確定直後より、人望が厚く、経営手腕もある審査請求人の下には、多くの元顧客や友人知人からオファーが届き、これらを受ける形で多くのビジネスが芽を出すに至っている。

このように、審査請求人には、日本国内にビジネス的な強固な基盤と社会的なつながりがある。

また、審査請求人は上記の配信や動画配信サービス出演、新規ビジネスを始めるに先立ち、弁護士による動画内容等の確認や動画公開前の最終チェックも欠かさずに行っている。これは審査請求人が、二度と誹謗中傷や

脅迫等の犯罪行為に加担しないよう尽くしていることの証左である。

ウ また、審査請求人は、現在、実家を本拠とし、同所で実母らと生活をしている。そして、同所の近隣には審査請求人の実妹も居住しており頻繁な交流がある。

審査請求人の実母は、上記刑事事件においても情状証人として出廷し、審査請求人の監督を誓っており、現在も、同誓約に従い、審査請求人と頻繁な交流をしながら、再犯防止をサポートしている。

このように、審査請求人には、信頼でき愛する家族という生活基盤がある。

エ なお、審査請求人には旅券返納命令が出されたことがある。

当時、Bに滞在していた審査請求人は、これに応じる意向があつたが、その直前頃に旅券を紛失していたため、領事館に提出することができなかつた。この点については、代理人を介して紛失した旨を外務省に連絡をしており、決して偽装や虚言などではない。

それゆえ、審査請求人は、旅券返納命令に応じる意向はあつたのであり、これに背いたものではない。

オ 審査請求人が本件申請をしているのは、海外（C国、同国D、E国等）に居住する友人に、逮捕後、本件判決に係る刑事裁判が終了するまでの間に心配をかけたことの謝罪や、同期間に受けた心理的経済的サポートへの感謝を告げに行くとともに、同所で交流を図る目的であつて、特段、ビジネス目的、居住目的があるわけではなく、特に、日本と国際関係が悪化している国、日本人犯罪者の逃亡先とされている国などに行くことを目的ともしていない。

カ このように、審査請求人には、日本国内にビジネス上、生活上の強固な基盤があるため、このような基盤を放棄することは考え難く、一時的な海外滞在後は、確実に帰国する意思を有していることは明らかである。また再犯防止に向けた強い意欲もあるため、海外渡航後に、以前と同じような暴露配信や脅迫を繰り返し、また帰国せずに逃亡するなどという事態は確実に生じない。

それゆえ、審査請求人の判決内容、刑事裁判後の生活状況等に鑑みても、審査請求人の渡航を許すことにより、審査請求人が刑の執行を免れたり、刑罰権の確実な執行を阻害したりするなどといった事情を認めるに足りる相当の理由など存在しないことは明らかである。

ゆえに、審査請求人の一般旅券発給を拒否した本件拒否処分は外務大臣の裁量を逸脱したものであることは明らかである。

### (3) 代替措置の検討がなされていないこと

仮に、審査請求人が海外渡航することによって刑の執行を免れたり、刑罰権の確実な執行を阻害したりする何らかの不安があるとしても、そのような不安に対する対処として、一般旅券の発給全面拒否ではなく、旅券の有効期間や、渡航先を限定した発給（限定旅券）のようなより制限的ではない代替策が存する。

この点につき、憲法22条2項は海外渡航の自由も保障していると解されるところ、一般旅券の発給拒否は、海外渡航の自由を全面的に奪うものであるため、立法目的達成のために、発給拒否以外に、より制限的でない他の選びうる手段があるのであれば、その手段を講じるべきであることは明らかである。

審査請求人に対しても、一般旅券の発給拒否ではなく、旅券の有効期間を短くして海外滞在時間を短くし、帰国の確実性を高める方法や、犯罪地であったBを渡航先から外す等の方法によって再犯の可能性を低下させる等の方法によっても、立法目的を達成することが可能である。

それゆえ、審査請求人に対して、限定旅券の発給等の代替手段を検討せずに本件拒否処分を行った処分庁の判断は、合理的裁量を逸脱した違法不当な判断であり、不公正である。

### (4) 結論

以上のことから、本件拒否処分は、外務大臣に与えられている合理的裁量を逸脱した違法不当な判断であり、取り消されるべきである。

審査請求人が海外渡航することによって、刑の執行を免れたり、刑罰権の確実な執行を阻害したりするおそれは皆無である以上、審査請求人に対しては、一般旅券の発給が直ちになされるべきである。

また、全面的な旅券発給拒否ではなく、一定の条件を付した旅券の発給によっても立法目的を達成することができる以上、やはり一般旅券発給を全面的に拒否した上記判断は違法不当であるため、全ての地域を渡航先として記載した一般旅券を発給しなくとも、少なくとも処分庁は、審査請求人に対し、外務大臣の指定する地域を除く全ての地域を渡航先として記載した旅券発給をすべきである。

### (5) 処分庁の弁明書に対する反論

ア 処分庁は、海外渡航を認めると、執行猶予取消し等の事情が生じた場合、その執行を確保することが著しく困難となると主張するが、旅券法は、執行猶予中の者による一般旅券発給申請を一律拒否する旨定めていのではなく、現に、一般旅券の発給を受けている者もいる。そうであれば、旅券の発給拒否が認められるのは、国内で執行猶予取消しとなり得るような犯罪行為を行っている可能性がある場合や、海外渡航先で更なる罪を犯す蓋然性がある場合など、身柄を確保しなければならないような具体的な事情がある場合に限られるべきである。

しかしながら、審査請求人には、執行猶予判決確定後に犯罪行為を行っている可能性は皆無であるし、ましてや海外で罪を犯す蓋然性もないのであるから、身柄を確保しなければならぬような具体的な事情は皆無であり、それゆえ発給拒否が認められる事情は存在しない。

イ 処分庁は、審査請求人は、F議会議員となった後も日本国外に滞在し、一度も出席せず、F議会G委員会から「公開議場における陳謝」を科されるも応じず、その間、審査請求人は一度帰国すると文書にて約束するもこれを翻し自己の都合による持論を展開し、帰国すらしていないと主張する。しかし、審査請求人がF議会議員として出席しなかったという事情は、執行猶予取消し等の事情が生じる可能性があるか、そのような事情が生じた場合に身柄確保が困難となるか否かという判断とは全く別次元の事情であり、本件申請を拒否する根拠とされるべきではない。

ウ 処分庁は、渡航事情説明書において、渡航目的を「観光、家具衣類とペットの受け取り」、渡航先を「H国、C国、E国、I国、J国、K国、L国、M国、N国」、渡航の必要性として、家具・衣類とペット2匹の引取り、国内では顔が広く知られており嫌がらせ等も多々あること及び海外移住へのリサーチと記載しているが、いずれも渡航の必要性及び緊急性が認められないと主張する。

この点について、まず、家具・衣類とペットの受取については、審査請求人の友人が家具等の持込みやペットの検疫手続等を行ってくれたため、現時点では目的は消滅している。次に、国内では顔が広く知られており嫌がらせ等も多々あるとの点については、審査請求人が動画配信サービスにアップロードした動画は多数人に閲覧されていたことに加え、帰国時の逮捕時、保釈時及び判決時に報道などがなされたため、本件申請時においても、審査請求人の容貌は、国内の不特定多数人に知られるに至っており、

審査請求人は動画配信サービスにおいて暴露行為を行っていたことから、審査請求人に対して強い恨みを持っている者も相当多く存する状況にあつたこともまた明白である。現に、審査請求人は、公共交通機関内で脅迫を受け、謝罪を強要されており、その後被害届を出すなどしている。また、海外旅行は、海外の人との意見・情報の交流等を通じた人格形成に役立つ精神的自由の側面もあるのであり、そもそも海外渡航の必要性の有無や緊急性の有無という判断枠組みでその可否を判別すべきものではない。

エ 本件申請を行った時期は、本件判決確定から間もない令和6年4月であるのに対し、審査請求書を提出したのはその約1年後であり、審査請求人を巡る状況も、審査請求人自身の認識や意向も変化しているのは当然である。審査請求人は、現在、日本国内に生活上の強固な基盤があるため、一時的な海外滞在後は、確実に帰国する意思を有していることは明らかであり、海外逃亡や海外で継続的に犯罪行為を行うこともおよそ考え難い状況である。処分庁は、渡航事情説明書の記載と審査請求書における渡航に係る説明に不一致があると主張するが、些末な食い違いにすぎないから、審査請求人の海外渡航を制約する根拠にはならない。

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁は、審理員意見書のとおり、本件審査請求は棄却すべきであるとした上で、以下のとおり主張する。

### 1 論点整理

(1) 審査請求人と処分庁は、旅券法13条1項3号に基づく本件拒否処分における外務大臣の裁量権の範囲の逸脱の有無について争っている。処分庁は、同号該当者による海外渡航は執行猶予が取り消された場合の執行の確保を困難とする旨指摘する一方、審査請求人は、そもそも審査請求人には執行猶予の取消事由に該当するような事情はないと反論する。この点に関し、刑罰権の確保を目的とした同号に基づく本件拒否処分において、執行猶予が取り消される蓋然性によって裁量権の範囲の逸脱の有無が左右されるか否かについて、判断する必要がある。

(2) 審査請求人は、予備的請求として渡航先を制限した限定旅券の発給を掲げる一方、処分庁は、本件申請に係る渡航事情説明書に記載された渡航先に関して、審査請求人本人が渡航する必要性や緊急性が確認されなかつた旨主張する。この点に関し、渡航先を制限した限定旅券も含めて発給を拒否した本件拒否処分が、旅券法13条1項3号の目的に照らして、合理的

かつ必要やむを得ないものか否かについて、判断する必要がある。

(3) 審査請求人は、本件拒否処分における理由付記の不備を指摘するとともに、個別具体的な検討が不足している旨示唆し、口頭意見陳述において本件拒否処分に至った判断理由に関する質問を行った。処分庁は、この質問に対し、一般旅券発給申請書や渡航事情説明書の内容、申請者の背景事情を踏まえて個別具体的に判断している旨弁明した。

なお、本件拒否処分の通知書には、裁量判断において考慮の対象とされた種々の事情については記載されていないが、根拠規定に加え、審査請求人が本件判決を受けて執行猶予中であるという根拠規定の適用の基礎となる事実関係が提示されている。

## 2 審理員意見書の理由

(1) 旅券発給拒否処分に係る裁量権の行使は、法規の目的に従ってされなければならないものであり、旅券法13条1項3号は、所定の刑に処せられた者に対する旅券の発給を拒否することで、我が国の刑罰権を確保することを目的にしていると解される。その目的に照らしてもなお審査請求人に海外渡航を認めるべきか否かという外務大臣の裁量判断においては、本件拒否処分当時の審査請求人の渡航目的や審査請求人が同号に該当した経緯といったあらゆる事情が勘案されるべきであり、執行猶予が取り消される蓋然性はその対象の一つにすぎない。

したがって、本件拒否処分が、審査請求人が主張するように「執行猶予判決後に国内で執行猶予取消となり得るような犯罪行為を行っている可能性がある場合や、海外渡航先で更なる罪を犯す蓋然性があるなど、身柄を確保しなければならない場合」に限られるべきであるとはいえない。仮に、その解釈に従えば、捜査機関ではない外務大臣が、一般旅券発給申請をもって犯罪の疑いについて予断することが前提となることに加え、再犯の可能性も当然に勘案して言い渡される執行猶予制度の趣旨までもが没却されることとなり、審査請求人の解釈は採用し難い。

(2) 旅券法13条1項3号該当者に対する渡航先を制限した限定旅券の発給に関しては、同号が我が国の刑罰権の確保を目的としていることを前提とすれば、我が国の刑罰権が及ぶ領域か否かが基準となると解される。渡航先を制限したとしても、外国は、我が国の刑罰権が及ぶ領域外であるから、審査請求人が予備的請求において主張するように、渡航先を制限した限定旅券の発給であれば同号の目的の趣旨が損なわれないとはいえないため、

渡航先を制限した限定旅券の発給は、同号該当者に対する発給拒否を回避するための立法的手当としての合理性は乏しいと考えられる。そのため、渡航先を制限した限定旅券も含めて発給を拒否した本件拒否処分は、不合理とはいえない。

なお、審査請求人は本件申請当時の渡航目的や渡航予定先は現在までに変化している旨主張するが、本件拒否処分は本件申請に対する処分であり、本件拒否処分後に変化した渡航目的や渡航先についてまでも考慮し判断したものではないと解される旨付言する。

### 3 結論

上記のことから、本件拒否処分においては、法規の目的に照らして、合理的かつ必要やむを得ない限度において外務大臣の裁量権が行使されたものと認められ、違法又は不当な点はない。そのため、本件審査請求には理由がなく、行政不服審査法（平成26年法律第68号）45条2項の規定に基づき、棄却されるべきであると結論する。

## 第3 当審査会の判断

当審査会は、令和7年10月29日、審査庁から諮問を受け、同年11月20日及び同年12月18日の計2回、調査審議をした。

また、審査庁から、令和7年11月13日、主張書面及び資料の提出を受けた。

### 1 本件諮問に至るまでの一連の手続について

本件審査請求から本件諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認めるべき点はうかがわれない。

### 2 本件拒否処分の適法性及び妥当性について

(1) 上記第1の2(1)のとおり、審査請求人は、令和6年3月a日、A地方裁判所にて、暴力行為等処罰に関する法律違反、名誉毀損、強要、威力業務妨害、証人威迫の罪により、懲役3年、執行猶予5年とする有罪判決（本件判決）を受け、本件判決は、同月b日に確定したことが認められる。

そして、本件拒否処分がされた令和6年12月25日は、上記執行猶予期間中であるから、審査請求人は、本件拒否処分当時、旅券法13条1項3号に該当する者であったといえる。

(2) 本件のように、申請者が旅券法13条1項3号に該当する場合に通常旅券を発給するか又は限定旅券を発給するか、限定旅券を発給する場合に渡航先や有効期間をどうするかの判断は、外交を専門に担当する外務大臣の

裁量に委ねられており、外務大臣が、禁錮以上の刑に処せられた者による旅券発給申請に対して、同号に基づき、一般旅券の発給を拒否する処分をした場合において、当該者に対する我が国の刑罰権の確保、我が国の利益又は公安の維持、ひいては国際的な法秩序の維持や我が国の国際社会における信頼関係の維持という同号の目的に照らして、当該処分が合理的かつ必要やむを得ない限度のものとはいえないときは、同処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものとして違法になり、裁量権の行使が不適切であるときは不当となるというべきである。

(3) そこで、本件拒否処分につき検討すると、審査請求人が本件申請の際に提出した渡航事情説明書には、以下のとおり記載されている。

ア 職業、勤務先

「無職」

イ 渡航目的

「観光、家具衣類とペットの受け取り」

ウ 渡航先（経由地を含む）

「H国、C国、E国、I国、J国、K国、L国、M国、N国」

エ 渡航予定期間

「令和6年7月1日～令和6年12月31日」

オ 渡航の必要性

「Bに残してある家具衣類等を引き取りに行きたいとの滞在中にかけていたペット2匹の引き取もあるので。

あと顔がさすので、いやがらせ等も多々あり、あまり日本にいたくない

それと最終的に海外に移住したいのでそのリサーチ」

これに対し、本件拒否処分では、一般旅券（通常旅券及び限定旅券）の発給が拒否されている。

上記（1）のとおり、審査請求人は、海外においてインターネットを介して暴力行為等処罰に関する法律違反等の犯罪行為を行い、懲役3年、執行猶予5年の有罪判決を受けた者であり、刑の執行猶予の取消し等の事情が生じた場合には、その執行を確保する必要が生じる。

また、審査請求人は、令和5年当時、F議会議員として、招集された期日に、F議会に出席しなければならない義務を負っており、帰国して出席するよう複数回求められていたにもかかわらず、一度も出席せず、令和5年2

月21日に、F議会G委員会から、同法122条2号に基づき、懲罰として公開議場における陳謝を課されたものの、これにも応じなかったことから、F議会本会議において、同条4号に基づき、懲罰として除名された者であること（F議会G委員会会議録、O）が認められる。これに対し、審査請求人は、F議会議員として出席しなかったという事情は、本件申請を拒否する根拠とされるべきではないと主張するものの、外務大臣は、申請者が禁錮以上の刑に処せられた経緯及び理由、申請者の地位、経歴、人柄及び渡航目的、渡航先の情勢、我が国の外交方針並びに国際情勢その他これに関する全ての事情を斟酌した上で、旅券法13条1項3号の目的に照らして、通常旅券を発給するか又は限定旅券を発給するか等の判断をする必要があるから、審査請求人がF議会議員として出席しなかったという事情も当然に斟酌されるべきであり、審査請求人の主張は独自の見解を述べるものであって、理由がない。

さらに、審査請求人は、本件申請時に、上記オのとおり、渡航の必要性を記載しているところ、嫌がらせ等があるため日本にいたくない及び最終的に海外に移住したいとの理由は、仮に刑の執行猶予の取消し等の事情が生じた場合には、刑の執行の確保を困難にしかねないことを推測させる事情ともいえる。なお、審査請求人は、本件申請を行った時期と本件審査請求時点とでは、審査請求人を巡る状況や審査請求人の認識や意向も変化しており、現在は確実に帰国する意思を有しているなどと主張するものの、本件申請後の事情は、本件拒否処分の当否の判断に影響を及ぼさないから、審査請求人の主張には理由がない。

以上を含む本件記録に現れた全ての事情を斟酌すると、処分庁が、審査請求人に対する一般旅券（通常旅券及び限定旅券）の発給を拒否したこととは、旅券法13条1項3号の目的に照らし、合理的かつ必要やむを得ない限度のものであり、違法又は不当であるとはいえない。

（4）よって、本件拒否処分が違法又は不当であるとはいえない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は理由がないから棄却すべきであるとの諮問に係る審査庁の判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

委 員 員 員  
委 員 員 員  
委 員 員 員

吉 中 福  
原 本  
正 茂 美

開 樹 苗  
治 郎  
郎